

## 内国株式関係の提出書類一覧表

### 目 次

(1) 株主総会関係	① 定時株主総会 ② 臨時株主総会
(2) 定期的に提出する書類	① 株券等の分布状況表 ② 決算発表予定日の通知 ③ 上場株式数報告書
(3) 新株式発行等関係	① (3) ②～⑪において発行登録を行う場合 ② 公募増資 ③ 株主割当増資 ④ 第三者割当増資 ⑤ 株式の売出し ⑥ 自己株式処分に係る募集 ⑦ 預託証券の募集又は売出し ⑧ 新株予約権の発行（ストック・オプションの発行を含む） ⑨ 新株予約権の無償割当て ⑩ 転換社債型新株予約権付社債の発行 ⑪ 種類株式等の発行 ⑫ 株式無償割当て ⑬ 株式分割 ⑭ 株式併合 ⑮ 株式交換 ⑯ 株式移転 ⑰ 合 併 ⑱ 会社分割 ⑲ テクニカル上場規定に係る上場申請
(4) 権利の割当て	① 剰余金の配当 ② その他の権利の割当て ③ 基準日設定の中止
(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	
(6) 子会社の異動	
(7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得	
(8) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	
(9) 公開買付け	
(10) 公開買付け等に関する意見表明等	
(11) 定款変更関係	① 事業年度の末日（決算期）の変更 ② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合 ③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

	④ 商号変更
	⑤ 本店所在地の変更
	⑥ その他の変更
(12) 自己株式関係	① 自己株式の取得
	② 自己株式の消却
	③ 自己株式処分に係る募集
(13) 株式事務関係	① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）
	② 株式取扱規則の制定又は変更
(14) 代表者等の変更	① 代表者（当取引所に対する代表者である代表取締役等）の変更
	② 情報取扱責任者の変更
	③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更
(15) 適時開示に係る宣誓書	
(16) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更	
(17) 非上場の親会社等関係	① 開示対象となる非上場の親会社等の法定開示書類
	② 開示対象となる非上場の親会社等の変更
(18) 企業行動規範関係	① 書面による議決権行使等のために係る報告
	② 上場会社の機関に係る報告
	③ 公認会計士等に係る報告
	④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告
	⑤ 取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告
(19) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項	

[凡例]

法……金融商品取引法  
令……金融商品取引法施行令  
規……有価証券上場規程  
施……有価証券上場規程施行規則

※1 委員会設置会社である上場会社は、提出書類一覧表の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」、「決定後速やかに」と読み替えてください。また、提出書類を提出する場合において、提出書類の様式が「取締役会の決議」など委員会設置会社の体制にそぐわない表現があるときは、委員会設置会社の形態にあわせて必要な修正を加えたうえで、書類を作成してください。

※2 提出方法について

- ・ 「開示資料で代用可」とは、有価証券上場規程に基づきTDnet（Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム）により開示した資料において東証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。
- ・ 「Target 提出」とは、上場会社と当取引所との間で電子的に情報を授受する広域ネットワーク（WAN）である「Target」により当該書類を提出することをいいます。備考欄に「Target 提出」と注記されている書類については、「Target」により提出してください。
- ・ 「TDnet（縦覧書類の登録）」とはTDnetにより、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、定款などの公衆縦覧書類を登録することをいいます。なお、有価証券報告書等の適正性に関する確認書は、TDnetにご登録いただくとともに、別途書面を東証にご提出ください。
- ・ 「PDF提出可」とは、書面に代えてPDFでの提出が可能であることをいいます。PDFで提出する場合は、原則としてTarget「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください（書面による提出も可能です）。また、Targetで提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

※3 各種申請書の電子ファイルは、東証ホームページからダウンロードできます。

東証ホームページ URL：<http://www.tse.or.jp/>

(：[制度・規則](#)—[書類ダウンロード](#)—[上場会社の提出書類ダウンロード](#))

## (1) 株主総会関係

### ① 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
決算取締役会決議通知書 (Target では「株主総会」画面)	決議後直ちに	施 418 条(10)	Target 提出

※1 Target での提出の場合は、総会付議議案の内容決定後に提出してください。

※2 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

### ② 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書 (Target では「株主総会」画面)	決議後直ちに	施 418 条(6)	Target 提出
(2) 基準日に関する日程表	基準日の 3週間前まで	〃	
(3) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書 (Target では「株主総会」画面)	決議後直ちに	施 418 条(11)	Target 提出

※1 (1)の提出の際に、Targetにより(3)の決議内容も通知した場合は、(3)の提出は不要となります。

※2 日程表については、通知書に必要事項（公告予定日、基準日及び株主総会開催日）が記載されている場合は提出不要となります。

※3 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

## (2) 定期的に提出する書類

### ① 株券等の分布状況表

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株券等の分布状況表	事業年度経過後 2か月以内で判 明後遅滞なく	施 423 条①	Target 提出

## ② 決算発表予定日の通知

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
決算発表予定日通知	※参照		Target 提出

※ 本決算、第1・2・3四半期の属する月の25日まで

## ③ 上場株式数報告書

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場株式数報告書（月間報告）	翌月初 （7日まで）	施 421 条①(1)	Target 提出

※ 潜在株式がある場合（権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合）のみ提出してください。

## (3) 新株式発行等関係

### ① (3) ②～⑩において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 発行登録目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※ EDINETで発行登録書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施 417 条(2)	
(2) 発行登録追補目論見書 ※ EDINETで発行追補書類を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(3) 発行登録効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む。） ※ 発行登録書を提出しない場合は（4）を提出する。	受領後直ちに	〃	
(4) 発行登録通知書写し（変更通知書の写しを含む） ※ 発行登録書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後直ちに	〃	PDF 提出可
(5) 発行登録取下届出書写し	内閣総理大臣等に提出後直ちに	〃	
(6) 需要状況の調査開始通知書	決定後直ちに	〃	

## ② 公募増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(4) 安定操作取引関係者リスト写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに  〃 確定後直ちに	〃  〃	
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※ 届出書の提出を要しない場合は（10）を提出する。	受領後直ちに	施 417 条(1)	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(9) 有価証券上場申請書	発行条件確定後直ちに	規 301 条②	Target 提出
(10) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	施 417 条(1)	PDF 提出可

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、第三者割当増資に係る書類の提出が必要となります。

### ③ 株主割当増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 新株式発行日程表	確定後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(3) 安定操作取引関係者リスト写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(6) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※ 届出書の提出を要しない場合は（9）を提出する。	受領後直ちに	施 417 条(1)	
(7) 新株式の上場申請 a. 発行日決済取引を行う場合 有価証券上場申請書（発行日決済取引） b. 発行日決済取引を行わない場合 有価証券上場申請書	権利落日の3週間前 払込期日の3週間前	規 301 条① 規 301 条②	Target 提出 Target 提出
(8) 発行新株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合）	確定後直ちに	〃	Target 提出
(9) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	施 417 条(1)	PDF 提出可

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

### ④ 第三者割当増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（訂正事項分を含む） ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※ 届出書の提出を要しない場合は（6）を提出する。	受領後直ちに	〃	
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の3週間前	規 301 条②	Target 提出 又は書面

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(6) 有価証券通知書写し (変更通知書写しを含む。) ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施 417 条(1)	PDF 提出可
(7) 安定操作取引関係者リスト写し ※ 割当先が 50 名以上の場合のみ。 ※ その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出する。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第 22 条第 2 項から第 4 項)	〃	
(8) 発行新株式数確定通知書 ※ 失権株発生時の場合のみ。	確定後直ちに	規 301 条②	開示資料で 代用可
(9) 譲渡報告に関する確約書写し (代表者の原本証明付)	株式の割当後 直ちに	施 429 条②	
(10) 株式の譲渡に関する報告書	第三者からの 報告後直ちに	施 430 条	
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに	施 417 条(1)g	PDF 提出可
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後 速やかに	規 421 条②	PDF 提出可
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書	事業年度の末日 から 1 年を経過 するごと	規 601 条① (9)の 2 施 601 条⑨(3)	PDF 提出可

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (5) について、発行新株式数が未確定の場合は書面で提出してください。

※3 (11) (12) (13) について、PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

## ⑤ 株式の売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 株式売出日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書 (仮目論見書及び訂正事項分を含む)	作成後直ちに	〃	
(4) 安定操作取引関係者リスト写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第 22 条第 2 項から第 4 項)	〃	
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令 20 条第 3 項第 5 号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(7) 売出価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書 a. 算式表示による売出価格通知書 b. 売出価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに  〃 確定後直ちに	〃  〃	
(8) 有価証券通知書写し (変更通知書写しを含む)	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施 417 条(1)	PDF 提出可

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

## ⑥ 自己株式処分に係る募集

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 譲渡報告に関する確約書写し (代表者の原本証明付) ※ 第三者割当の場合のみ。	株式の割当後直ちに	施 429 条②	
(4) 株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	第三者からの報告後直ちに	施 430 条	
(5) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに	施 417 条(1)g	PDF 提出可
(6) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。 ※ 第三者割当の場合のみ。	決議後速やかに	規 421 条②	PDF 提出可
(7) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと	規 601 条①(9)の2 施 601 条⑨(3)	PDF 提出可

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 売出しに該当する場合には、当該項目に係る書類の提出が必要となります。

※3 (5) (6) (7) について、PDFで提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

## ⑦ 預託証券の募集又は売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	施 418 条(7)	
(2) 預託証券の募集又は売出し日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第 22 条第 2 項から第 4 項)	〃	
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第 20 条第 3 項第 5 号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(6) 発行価格 (売出価格) 通知書	決定後直ちに	〃	開示資料で代用可
(7) 目論見書 (仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※ EDINET で有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施 418 条(7)	
(8) 有価証券上場申請書 ※ 新株式の発行がある場合のみ。	払込期日の3週間前	規 301 条②	Target 提出

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

## ⑧ 新株予約権の発行 (ストック・オプションの発行を含む)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 新株予約権発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 有価証券届出効力発生通知書写し (訂正効力発生通知書写しを含む) ※ 届出書の提出を要しない場合は(4)を提出する。	受領後直ちに	〃	
(4) 有価証券通知書の写し (変更通知書の写しを含む) 及びその添付書類 ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	PDF 提出可
(5) 目論見書 (仮目論見書及び訂正事項分を含む)	作成後直ちに	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
※ EDINETで有価証券届出書を提出する場合は不要。			
(6) 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	
(7) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	
(8) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	
(9) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに  〃 確定後直ちに	〃  〃 〃	
(10) 新株予約権の行使に伴う上場申請等 a. 新株式を発行する可能性がある場合 有価証券上場申請書（権利行使分）  b. 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使請求期間開始日の3週間前   行使請求期間開始日の3週間前	規301条②   規421条②	Target 提出   Target 提出
(11) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。	確定後直ちに	施418条(12)	
(12) 新株予約権の消滅に関する報告書 ※ 行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ。	判明後 速やかに	規421条②	
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに	施417条(1)g	PDF提出可
(14) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと	規601条① (9)の2 施601条⑨(3)	PDF提出可

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (13) (14) について、PDFで提出する場合はTarget「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。  
Targetで提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

### ⑨ 新株予約権の無償割当て（旧商法上の新株引受権証書に代わるもの）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 「⑧. 新株予約権の発行（ストック・オプションの発行を含む）」に係る提出書類			
(2) 新株予約権証券の上場申請 a. 有価証券上場申請書（新株予約権証券）  b. 確約書	権利落日の3週間前  〃	規301条①  規304条②	

※ 新株予約権証券の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。

### ⑩ 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	〃	
(5) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書） 算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書	決定後直ちに	施 418 条(9)	開示資料で代用可
a. 算式表示方式による発行価格通知書（算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書）	〃	〃	〃
b. 発行価格の確定値通知書（新株予約権の条件等の確定に関する通知書）	確定後直ちに	〃	〃
(6) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第 22 条第 2 項から第 4 項）	施 417 条(1)	
(7) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令 20 条第 3 項第 5 号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(8) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(9) 有価証券上場申請書（新株予約権の行使分）	行使請求期間開始日の 3 週間前	規 301 条②	Target 提出
(10) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに	施 417 条(1)g	PDF 提出可
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から 1 年を経過するごと	規 601 条① (9)の 2 施 601 条⑨(3)	PDF 提出可

※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※ 2 新規上場申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。

※ 3 新規上場申請に係る提出書類に関しては、有価証券上場規程第 4 編第 2 章の転換社債型新株予約権付社債券の項を参照してください。

※ 4 (10) (11) について、PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

## ⑪ 種類株式等の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	
(2) 優先株等発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※ EDINET で有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(4) 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第 22 条第 2 項から第 4 項）	〃	
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※ 令 20 条第 3 項第 5 号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	
(7) 優先株等発行価格通知書	決定後直ちに	〃	開示資料で代用可
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	施 417 条(1)	
(9) 転換の条件に関する通知書	決定後直ちに	施 418 条(9)	開示資料で代用可

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(10) 有価証券上場申請書（優先株等の転換分）	行使請求期間開始日の3週間前	規 301 条②	
(11) 譲渡報告に関する確約書写し（代表者の原本証明付） ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	株式の割当後直ちに	施 429 条②	
(12) 株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	第三者からの報告後直ちに	施 430 条	
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに	施 417 条(1)g	PDF 提出可
(14) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。 ※ 第三者割当の場合のみ。	決議後速やかに	規 421 条②	PDF 提出可
(15) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと	規 601 条①(9)の2 施 601 条⑨(3)	PDF 提出可

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 新規上場申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。

※3 (9) 及び (10) は、上場株券等への転換が行われる株式を発行する場合のみ必要となります。

※4 (13) (14) (15) について、PDFで提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

## ⑫ 株式無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式無償割当て日程表	確定後直ちに	施 417 条(3)	
(2) 有価証券上場申請書	効力発生日の3週間前	規 301 条②	
(3) 発行新株式数確定通知書 ※ 新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	”	

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

## ⑬ 株式分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式分割日程表	確定後直ちに	施 417 条(4)	
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の3週間前	規 306 条①	Target 提出
(3) 増加新株式数確定通知書 ※ 変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	”	Target 提出

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

## ⑭ 株式併合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式併合日程表	確定後直ちに	施 417 条(4)	
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の4週間前	規 306 条①	Target 提出
(3) 減少株式数確定通知書 ※ 変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合。	確定後直ちに	”	Target 提出

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## ⑮ 株式交換

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式交換契約書（覚書等を含む）写し（代表者の原本証明付）	契約等締結後直ちに	施 417 条(6)	
(2) 株式交換日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 株式交換比率に関する見解を記載した書面 （当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第 7 9 6 条第 3 項の規定の適用（簡易組織再編）を受けるときを除く。）	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※ 以下に掲げる場合のみ。 ① 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社）又は当該他の会社の親会社（非上場会社）の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。） ② 非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合	決議後速やかに	〃	PDF 提出可
(5) 会社法第 7 8 2 条第 1 項又は第 7 9 4 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者の原本証明付）	本店に備え置く日の前日までに	〃	
(6) 有価証券上場申請書（新株を発行する場合）	交換効力発生日の 3 週間前	規 301 条②	Target 提出
(7) 発行（交付）株式数確定通知書 ※ 株式交換に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していないときのみ。	確定後直ちに	〃	Target 提出 又は書面
(8) 会社法第 8 0 1 条第 3 項第 3 号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し（代表者の原本証明付）	交換効力発生日後速やかに	施 417 条(6)	
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※ 他の会社の完全子会社となる場合のみ。	確定後遅滞なく	規 421 条②	Target 提出

※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※ 2 (4) について、PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。

Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

※ 3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 4 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑲. テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

## ⑯ 株式移転

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 契約書（覚書等を含む（当事会社間で株式移転に係る合意書面を交わす場合のみ））写し又は計画書写し（代表者の原本証明付）	契約等締結後直ちに	規 421 条②	
(2) 株式移転日程表	確定後直ちに	施 417 条(7)	
(3) 株式移転比率に関する見解を記載した書面 （当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 他の会社と共同して株式移転を行う場合のみ。	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※ 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。）のみ。	決議後速やかに	〃	PDF 提出可
(5) 会社法第 8 0 3 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し（代表者の原本証明付）	本店に備え置く日の前日までに	〃	
(6) 有価証券上場廃止同意書	確定後遅滞なく	規 421 条②	

※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※ 2 (4) について、PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。

Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

※3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※4 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑩. テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

## ⑪ 合併

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 合併契約書(覚書等を含む)写し(代表者の原本証明付)	契約等締結後直ちに	施 417 条(8)	
(2) 合併日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 合併比率に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第 796 条第 3 項の規定の適用を受ける場合(簡易組織再編)を除く。	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※ 上場会社が合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。)又は非上場会社を吸収合併する場合のみ。	決議後速やかに	〃	PDF 提出可
(5) 会社法第 782 条第 1 項又は第 794 条第 1 項又は第 803 条第 1 項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し(代表者の原本証明付)	本店に備え置く日の前日までに	〃	
(6) 有価証券上場申請書(新株を発行する場合)	合併効力発生日の 3 週間前	規 301 条②	Target 提出
(7) 発行(交付)株式数確定通知書(合併に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合。)	確定後直ちに	〃	Target 提出 又は書面
(8) 会社法第 801 条第 3 項第 1 号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し(代表者の原本証明付)	合併効力発生日後速やかに	施 417 条(8)	
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場会社が被合併会社となる場合のみ。	確定後遅滞なく	規 421 条②	Target 提出

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (4) について、PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。  
Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

※3 (7) について、すべて自己株を代用交付する場合は書面での提出となります。

※4 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※5 吸収合併会社となる非上場会社の株券等又は新設合併会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑩. テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

## ⑫ 会社分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 分割契約書(覚書等を含む)写し(代表者の原本証明付) ※ 吸収分割の場合のみ	契約等締結後直ちに	施 417 条(9)	
(2) 会社分割日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 株式割当比率に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 以下に掲げる場合。 ① 他の上場会社と吸収分割を行う場合 ② 他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 ③ 非上場会社と吸収分割を行う場合 ④ 非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会	作成後直ちに	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
社が会社法第784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合(簡易組織再編等)を除く。)			
(4) 会社分割概要書	決議後 速やかに	〃	PDF提出可
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し(代表者の原本証明付)	本店に備え置く 日の前日までに	〃	
(6) 有価証券上場申請書(上場会社が新株を発行する場合)	分割効力発生日 の3週間前	規301条②	Target提出
(7) 発行(交付)株式数確定通知書 ※ 分割に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合。	確定後直ちに	〃	Target提出 又は書面
(8) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し(代表者の原本証明付)	分割効力発生日 後速やかに	施417条(9)	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (4)について、PDFで提出する場合はTarget「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。

Targetで提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

※3 (7)について、すべて自己株を代用交付する場合は書面での提出となります。

※4 株主総会関係書類については、「(1)株主総会関係」の項目を参照してください。

※5 新設分割会社等の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑩.テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

#### ⑩ テクニカル上場規定に係る上場申請

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 有価証券新規上場申請書	申請時	規204条①	
(2) 新規上場申請に係る宣誓書	〃	〃	
(3) 上場申請決議取締役会議事録の写し(代表者の原本証明付)	〃	規204条③ 施205(1)	
(4) 上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書	申請時	〃	
(5) 新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)(2部(及びPDFファイル))	〃	〃	
(6) 株券上場契約書	会社設立後 直ちに	規203条①	
(7) 定款(代表者の原本証明付)	作成後直ちに	規204条③ 施205(1)	
(8) 諸規則集の写し(株式事務取扱規程の写し(原本証明付)を含む)	〃	〃	
(9) 従業員持株会規約及びその細則の写し	〃	〃	
(10) 株式事務代行委託契約(内諾)書(覚書)の写し(代表者の原本証明付)	契約締結後 直ちに	〃	
(11) 会社法事後開示書類の写し(代表者の原本証明付)	効力発生日後 速やかに	施425条	
(12) 登記手続き a. 登記日に登記申請を行ったことを証する書類 b. 登記事項証明書	登記日 登記完了後 直ちに	規421条② 規204条③ 施205(1)	FAX送信可
(13) その他東証が必要と認める書類		規421条②	

※1 その他の申請書類及び申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。

※2 登記日までに必要書類の事前確認をお願いします。

※3 登記日に登記申請を行ったことを証する書類をお送りください。

登記日に、受領証又は受領印の押印された申請書の写しをお送りください(FAX送信可)。

#### (4) 権利の割当て

##### ① 剰余金の配当

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書 ※定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ（会社法第454条第5項又は同法第459条による）。	決議後直ちに	施 418 条(6)	Target 提出
(2) 基準日に関する日程表	基準日の 3週間前	〃	
(3) 臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 ※ 剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合のみ。	作成後直ちに	施 417 条(5)	

※ 日程表については、通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は提出不要となります。

##### ② その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 基準日に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	施 418 条(6)	
(2) 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに	施 418 条 (2), (3)	
(3) 基準日に関する日程表	基準日の 3週間前	施 418 条(6)	

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

##### ③ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	施 418 条(15)	

#### (5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
事業の譲受け（譲渡）概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後 速やかに	施 417 条(10)	PDF 提出可

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### (6) 子会社の異動

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
異動子会社に関する概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	子会社の異動 後速やかに	施 417 条(11)	PDF 提出可

#### (7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
事業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後 速やかに	施 417 条(12)	PDF 提出可

#### (8) 業務上の提携

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
業務提携、第三者割当増資等概要書 ※ 非上場会社との業務上の提携に限る。 ※ 開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後 速やかに	規 421 条②	PDF 提出可

※ PDF で提出する場合は Target 「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Target で提出する場合は、社印及び代表者印は不要です。

## (9) 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 以下に掲げる場合。 ① 上場廃止となる見込みがある公開買付け ② 上場子会社に対する公開買付けを行う場合	決議後 速やかに	施 417 条(13)	

## (10) 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合。 ① 上場廃止となる見込みがある公開買付け ② MBOの場合(公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の親会社である場合)	決議後 速やかに	施 417 条(14)	

## (11) 定款変更関係

### ① 事業年度の末日(決算期)の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書(Target では「事業年度の末日の変更(決算期変更)」画面)	決議後直ちに	施 418 条(24)	Target 提出
(2) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet(縦覧書類の登録)

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### ② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書(Target では「定款変更(定款に記載された配当基準日の変更)画面」)	決議後直ちに	施 417 条(16)	Target 提出
(2) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### ③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの変更若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	施 418 条(25)	Target 提出 開示資料で 代用可
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の 3週間前	規 306 条①	Target 提出
(3) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet(縦覧書類の登録)
(4) 変更後の株式取扱規則(代表者の原本証明付)	〃	施 418 条(18)	PDF 提出可

※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 (4) について、PDFで提出する場合は Target「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。  
Targetで提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

### ④ 商号変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書(商号変更通知)	決議後直ちに	施 418 条(25)	Target 提出

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
			開示資料で 代用可
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の 3週間前	規 306 条①	Target 提出
(3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet（縦覧書 類の登録）
(4) 変更後の株式取扱規則（代表者の原本証明付）	〃	施 418 条(18)	P D F 提出可

※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 (4) について、PDFで提出する場合は Target「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。  
Target で提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

※3 転換社債型新株予約権付社債又は優先株等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請を行ってください。

## ⑤ 本店所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 本店所在地の変更通知書 (Target では「会社基本情報」画面)	決議後直ちに	施 418 条(21)	Target 提出
(2) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet（縦覧書 類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## ⑥ その他の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet（縦覧書 類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## (12) 自己株式関係

### ① 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を 定款に定めた場合のみ。	変更後 遅滞なく	施 417 条(16)	TDnet（縦覧書 類の登録）

※ 株主総会決議による自己株式の取得の場合は、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### ② 自己株式の消却

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
有価証券変更上場申請書（自己株式の消却）	決議後直ちに	規 306 条①	Target 提出

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### ③ 自己株式処分に係る募集

自己株式処分に係る募集については、「(3) ⑥ 自己株式処分に係る募集」の項を参照してください。

## (13) 株式事務関係

### ① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株主名簿管理人変更通知書（Target では「会社基本情報」 画面）	決議後直ちに	施 418 条(19)	Target 提出
(2) 変更後の株式取扱規則（代表者の原本証明付）	変更後 遅滞なく	施 418 条(18)	P D F 提出可

※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 (2)について、PDFで提出する場合は Target「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。  
Targetで提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

## ② 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
制定又は変更後の株式取扱規則(代表者の原本証明付)	変更後 遅滞なく	施 418 条(18)	PDF 提出可

※ PDFで提出する場合は Target「届出書類」の「その他届出書類」から登録してください。Targetで提出する場合は、代表者の原本証明は不要です。

## (14) 代表者等の変更

### ① 代表者（東証に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 代表者変更通知書 (Target では「会社基本情報」画面)	変更事由 発生後直ちに	施 418 条(22)	Target 提出
(2) 適時開示に関する宣誓書関係 (「(15) 適時開示に係る宣誓書」の項参照)	変更後 速やかに	規 418 条, 施 414 条	

※ 代表者変更等により株券記載事項を訂正する場合には、刷込みにより行ってください。

### ② 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
情報取扱責任者変更通知書 (Target では「会社基本情報」画面)	変更前 なるべく早く	規 417 条	Target 提出

### ③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株式事務担当課変更通知書 (Target では「会社基本情報」画面)	変更前 なるべく早く	規 421 条②	Target 提出

## (15) 適時開示に係る宣誓書

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 宣誓書提出票	代表者の変更後 速やかに又は前 回提出時から 5 年間に経過した 場合速やかに	規 418 条 施 414 条	
(2) 適時開示に係る宣誓書及び適時開示体制概要書 (宣誓書添付書類) (それぞれ原本 1 部)	〃	〃	

※1 宣誓書については、上場会社代表者による自署を付すようにしてください。

※2 適時開示体制概要書 (宣誓書添付書類) については、随時差替えていただくことが可能です。

※3 代表者の変更があった場合には「(14) ① 代表者の変更」の項を参照してください。

## (16) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞 なく (※)	規 419 条	TDnet (縦覧書類の登録)

※ 変更内容が、有価証券上場規程第 419 条第 2 項に規定する「施行規則で定める事項」(資本構成及び企業属性に関する事項)に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

## (17) 非上場の親会社等関係

### ① 開示対象となる非上場の親会社等の法定開示書類

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 有価証券報告書及びその添付書類の写し	親会社等が内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	施 424 条①	
(2) 四半期報告書の写し	〃	〃	
(3) 臨時報告書の写し	〃	〃	

※1 訂正報告書を提出した場合は、その写しも提出してください。

※2 EDINETで提出した場合はその写しを東証に提出する必要はありません。

### ② 開示対象となる非上場の親会社等の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
非上場の親会社等の変更通知書	確定後遅滞なく	施 424 条②	

## (18) 企業行動規範関係

### ① 書面による議決権行使等のために係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
書面による議決権行使等のために係る報告	※に該当した場合直ちに	規 508 条①(3)	

※ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めないこととした場合。

### ② 上場会社の機関に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場会社の機関に係る報告	※に該当した場合直ちに	規 508 条①(3)	

※ (1) 取締役会、(2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）、(3) 会計監査人を置いていない又は置かないこととした場合。

### ③ 公認会計士等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
公認会計士等に係る報告	※に該当した場合直ちに	規 508 条①(3)	

※ 会社法上の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない場合又は選任しないこととした場合

### ④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	※に該当した場合直ちに	規 508 条①(3)	

※ 上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第348条第3項第4号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定していない場合又は決定しないこととした場合

### ⑤ 取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告	※に該当した場合直ちに	規 508 条①(4)	

※ 上場会社の取締役・監査役・会計監査人・委員が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条に基づく資格等ではない場合又はなくなった場合

(19) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	施 418 条(25)	

以 上